

首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更の概要

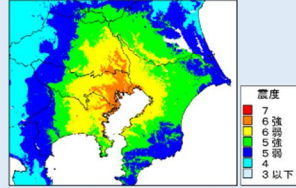
令和8年6月12日
閣議決定

- 首都直下地震緊急対策推進基本計画（以下、「基本計画」。）は、首都直下地震対策特別措置法に基づき、首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策の推進に関する方針・施策等を定める計画。
- 平成27年3月の基本計画の策定から約10年が経過することから、中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、被害想定の見直し、新たな防災対策の検討を実施。同ワーキンググループ報告書（令和7年12月19日公表。以下、「WG報告書」。）を踏まえ、基本計画を変更。（令和8年6月12日閣議決定）

基本計画変更の前提となる新たな被害想定（都心南部直下地震の場合）

新たな被害想定

想定震度分布
（都心南部直下地震（M7.3））



- 東京圏は、人口・建物数が極めて膨大。
〔人口：約3,690万人、建物棟数：約965万棟〕
- 死者数と全壊・焼失棟数の約7割は、火災によるもの。

	全体	揺れ等による被害	火災による被害
【人的被害】死者	約1.8万人	約0.6万人	約1.2万人
【建物被害】全壊・焼失	約40万棟	約13万棟	約27万棟
避難者：約480万人、避難所の食料不足（7日間）：約1,300万食			
帰宅困難者：約840万人			

※災害関連死者：約1.6万～4.1万人

被害の特徴

首都中枢機能
への影響



巨大過密都市を
襲う被害

首都直下地震について

- 首都直下地震は東京圏及びその周辺地域で発生する大規模な地震。
- M7クラスの地震はいつどこで発生してもおかしくなく、地震の発生が切迫していると考えて防災対策を行う必要がある。
- 被害想定の対象とする地震は、発生可能性や首都中枢機能への影響を考慮し、被害が甚大となる「都心南部直下地震」を選定。

<WG報告書より>

基本計画変更のポイント

機能目標（※）

※首都中枢機能、ライフライン、インフラが
被災直後においても最低限果たすべき目標

- 首都中枢機能（政治中枢・行政中枢・経済中枢）が実施すべき非常時優先業務の継続に係る目標を充実
 - ライフライン・インフラの復旧等に係る目標を充実
- 追加目標例：首都中枢機能の重要設備を有する建物の非常用発電設備への燃料供給を絶やさない。

新たな今後10年の減災目標

想定される死者数 約1万8千人 から 半減以上
想定される建築物の全壊・焼失棟数 約40万棟 から 半減以上

上記に加え、災害関連死や経済的被害を最大限減らすことを目指す。

具体目標

- 「首都直下地震緊急対策区域」を対象とした具体目標を充実
⇒ 具体目標の数：47個 ⇒ 189個に拡充
- 国土強靱化実施中期計画等を踏まえた具体目標を設定（このほか、WG報告書等を踏まえた具体目標※を設定）
※災害に備えた食料品を3日以上備蓄している家庭の割合、感震ブレーカーの設置率 等

基本的 方針

防災意識の醸成と 社会全体での体制構築

- 各個人の防災対策の啓発活動
- 国民の防災意識の向上
- 企業活動等の維持・早期回復のための備え
- 事業継続の取組の推進
- 総合的な防災力の向上に資する多様な連携
- 消防団の充実・強化
- 避難行動要支援者の避難支援等対策の推進
- 企業等との協力関係の構築
- ボランティア活動の実施に向けた環境整備
- 防災DXの加速化
- 防災分野におけるデジタル技術等の活用

首都中枢機能の維持

- 首都中枢機能の維持
- [行政] 執行体制及び執務環境の確保
※東京圏において首都中枢機能の維持が困難な事態も想定し、代替拠点を検討。詳細は政府業務継続計画において定める。
- [金融] 金融決済機能の継続性の確保
- [企業] 企業の本社系機能の確保
※企業等のBCPにおける代替地点の検討促進。
- ライフライン・情報通信インフラ維持
- 発電・送電システムの耐震化等
- 燃料の供給体制の確保
- 通信機能の確保
- 緊急輸送に係る機能維持
- 鉄道の機能維持に向けた対策
- 効果的な道路啓開に係る関係機関の連携の強化等

膨大な人的・物的被害への対応強化

予防による被害軽減

- 建築物・施設の耐震化等
- 住宅等の耐震化
- 火災対策
- 電気起因する出火の防止
- 密集市街地の整備
- ライフライン・インフラの強靱化等
- 上下水道施設の耐震化等
- 道路の機能維持・強化に向けた対策
- 港湾・空港の機能維持に向けた対策
- 新たなライフスタイル定着による被害軽減
- 二地域居住・テレワークの推進

災害対応力の強化

- 防災関係機関相互の連携による災害応急体制の整備
- 緊急消防援助隊等の充実
- TEC-FORCE活動の強化
- 首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランの策定等
- 地方公共団体の受援体制の確保
- 的確な情報収集・発信
- 適時的確な情報の発信
- 外国人等への情報発信の実施
- 災害時の医療・保健・福祉機能
- DMATやDPAT等の充実
- 物資調達・輸送
- 備蓄の充実、物資情報管理の整備
- 避難生活環境の向上
- 避難生活環境の整備等

災害対応ニーズの抑制と役割の分担

- 在宅避難の促進
- 在宅避難の必要性の普及啓発
- マンション防災
- 広域的避難への対応
- 広域的避難の推進
- 膨大な数の帰宅困難者等への対応
- 一斉帰宅抑制の普及啓発
- 一時滞在施設の確保
- 徒歩帰宅への支援

迅速な復興・ より良い復興への備え

- 災害廃棄物処理対策
- 一般廃棄物・災害廃棄物対策
- 地籍調査の加速化
- 地籍調査の推進
- 事前復興計画等の推進
- 事前復興に向けた取組の充実

緊急に実施すべき主な対策

その他

- 国は、各分野の専門家の意見を聞きながら、減災目標を達成するために必要な施策の具体目標又は定性的な目標の進捗の把握や課題の共有等のフォローアップを毎年実施。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更の概要

■南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議決定）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する方針・施策等を定める計画。

南海トラフ巨大地震対策についての報告書（R7.3）を踏まえた主な変更

新たな被害想定

直接死

約17.7万人～ 約29.8万人

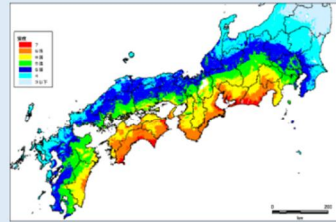
（早期避難意識70%）（早期避難意識20%）
※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速8m/s

災害関連死

約2.6万人～約5.2万人

※発災後の状況によっては更なる増加につながるおそれ

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和7年3月31日
報告書とりまとめ）

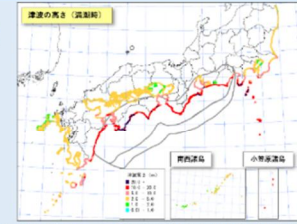


神奈川県から鹿児島県までの主に太平洋側の広い範囲で震度6弱以上が発生

震度6弱以上の市町村数 601市町村→600市町村

静岡県から宮崎県までの主に沿岸域の一部で震度7が発生

震度7の市町村数 143市町村→149市町村



【全割れ全11ケースの最大包絡の津波高（満潮時）】

福島県から沖縄県の太平洋側の広い範囲で高さ3m以上の津波が到達

高知県幡多郡黒潮町、土佐清水市で最大約34mの津波

静岡県静岡市、焼津市、和歌山県東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町で1m以上の津波が最短2分て到達

福島県から沖縄県の広い範囲で津波による浸水が発生

基本計画変更のポイント

基本的方針

1. 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化
2. 地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応
3. 巨大な津波に伴う被害への対応
4. 超広域かつ多分野にわたる被害への対応
5. 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援
6. 国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応
7. 時間差において発生する地震への対策等の推進
8. 複数の災害等への同時対応（複合災害対策）
9. 主体的に防災対策に取り組む社会の醸成
10. 訓練等を通じた実効性のある対策の推進
11. 防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進
12. 総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化
13. 地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握

※下線：今回の見直しで追加となった項目

新たな目標

- ①被害想定を更新を踏まえた「今後10年の減災目標」を設定
- ②「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策（特に重要な施策）について、重点的にモニタリングを実施
- ③目標の対象地域の見直し（全国目標から南海トラフ地震防災対策推進地域を対象とした目標の充実化）

想定される死者数 約29万8千人 から おおむね8割減少

想定される建築物の全壊焼失棟数 約235万棟 から おおむね5割減少

具体目標の数： 48個 → 205個に拡充

具体的に実施すべき主な対策

①社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築

- 安全で確実な避難の確保
 - 津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施
 - 防災行政無線等の多様な防災情報伝達手段の整備
- 防災教育・防災訓練の充実
 - 防災教育の推進
- NPO・ボランティア団体等民間主体との連携
 - ボランティア活動の実施に向けた環境整備
- 広域連携・支援体制の確立
 - 地方公共団体の受援体制の確保
- 後発地震への対応
 - 電子基準点網等の耐災害性強化対策 等

②被害の絶対量を減らす取組

- 建築物の耐震化等
 - 住宅等の耐震化
 - 家具の固定、ガラス等の飛散防止の対策
- 火災対策
 - 電気起因する火災の防止
- 津波に強い地域構造の構築
 - 海岸保全施設整備の推進
 - 避難場所・避難経路の整備
- 総合的な防災力の向上
 - 事前復興に向けた取組の充実 等

③ライフライン・インフラの強化

- ライフライン施設の耐震化等
 - 発電・送電システムの耐震化等
 - 上下水道施設の耐震化
 - 通信・放送施設の対策
- インフラ施設の耐震化等
 - 交通インフラの機能維持に向けた対策
- 基幹交通網の確保
 - 早期復旧に向けた体制構築
- 石油コンビナート対策
 - 石油コンビナート施設の被害防止 等

④救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX

- 救急救命を強化する施策
 - 医療施設・社会福祉施設等の耐震化
 - DMATの充実
 - 医療コンテナの活用
- 救助体制を強化する施策・国による応援組織の充実
 - 緊急消防援助隊、消防団等の充実・強化
 - TEC-FORCE活動の強化
- デジタル技術を活用した防災対策の推進
 - 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の推進 等

⑤被災者支援、災害関連死防止の対策

- 避難者等への対応
 - 避難所の設備の充実
 - 避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進
 - キッチンカー・トレーラーハウスに係る登録制度の創設
- 食料・水、生活必需品等の物資の調達
 - 備蓄の充実、物資の情報管理の整備
- 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
 - 緊急輸送体制の確保
- 燃料の供給対策
 - 災害時に備えた燃料供給体制の確保 等

推進計画の作成・変更にあたってのポイント

○地域ごとに被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策を重点施策として推進 ※国が協働して推進